

「会社法」の理解を深めるために

元専修大学教授 笈川 達男

1. 会社法誕生の背景

安倍首相は、その施政方針演説で、戦後レジームを原点にさかのぼって大胆に見直し、新たな船出をなすべきときであるとして、今を見つめ、そのための法改正に積極的に取り組むとの方針を述べた。

そして、その第一歩として教育基本法改正を行ったこと、また、引き続いて憲法改正に至るべきであると述べている。

会社法の誕生も時の流れにそったものであるものの、戦後の、会社にかかわる法律全体についての一種の清算であるともいえよう。そして、それは、企業経営の新しい旅立ちの指標の制定なのである。

法は、社会・経済の重要な制度的基盤である。法の示す指標との整合性が行動にあたっての基準となることであり、国の経済成長は、法によってサポートされるべき期待がなされるのである。

特に、変化の著しい経済活動にかかわる法は、その法の存在が活動の妨げとなってはならない。しかし、その活動が急激である場合、その変化に対応するためには、まず既存の法の解釈と適用に、待つことになる。それでも対応し切れぬ場合は法の改正が急がれることになる。しかも、その急変化がグローバル化するに於いてをやである。

いわゆる冷戦の終結後、世界が一つの市場に結合される流れが強まり、企業は国際競争に対応するために、規制緩和と自由を求めたのである。たとえば、持株会社の解禁、会社分割の可能にその例を見ることができる。そのための逐次的法改正の流れは、次項に示す通りであり、その流れとして相次いだ法改正を集大成したのが今回の会社法と捉えることができる。

自由な会社法制が、今日の経済のグローバル化にあって、企業の国際競争力を強める基盤になるという考えである。そして、そのための主なポイントとして会社法は「定款自治」の拡大を基調に据えた。

すなわち、会社の目的はもとより、その組織や機

関の設計など、どのような会社にするか、その設計を「定款」に委ねている特徴を会社法は持つ。そこでは当然に厳しく自己責任が問われることになる。

企業統治上、株主に対する説明責任のこと、法令順守・コンプライアンスのこと、また、新設機関を含めて内部統制への配慮の強い求め、さらには企業の社会的責任（CSR）など、基本的に自由であるが故の規制である。企業の競争の自由と自己責任ということである。

以上の視点をふまえて、企業にとってのバイブルである会社法の指導ならびに理解を深めるべきであろう。

経済活動の中心としてあるのは株式会社である。そして、高校生活を経て大学を経由するとしても、社会生活の中核的働く場として株式会社がある。このことをふまえて、本稿では、会社法制定・施行に呼応して改訂された教科書「経済活動と法」の補足的意義を果すべき意図を持つ。それは、教科書は教科書としての制約、すなわち収容する範囲と量などのことから制定された会社法のすべてを記述し得ていないことからのことである。

2. 「会社法」誕生までの会社にかかわる法律の歴史・主なエポックポイントとその解説

1899年	商法制定
1938年	有限会社法制定
1950年	商法の抜本的改正・授権資本制などの導入
1974年	商法特例法制定
1990年	最低資本金制定
1997年	純粋持株会社の解禁
1998年	株式交換・株式移転制度の導入

株式交換は企業が子会社化する企業の少数株主に対して自社株を交付し、かわりにその企業の株式を受け取る制度。

株式移転は既存企業の株主の保有株式を新設する親会社に移転し、かわりに親会社の株式を交付する

制度。現金を使わずに M&A（企業の合併・買収）ができるため利用が急増している。

2000年 会社分割制度の導入

会社が事業に関して持つ権利義務の一部または全部を他の会社に承継させる組織法上の行為。持株会社化に利用される。企業が、自身の事業を新設した企業や既存の企業に移し、一方でそれらの企業から株式の発行を受けることで純粋持株会社になることができる。

2001年 金庫株の解禁など

企業が自社株を買って保有する際の目的や数量、保有期間の規制が撤廃された。また、取締役会の決議のみで自社株の償却もできるようになった。

種類株の多様化

配当の取り扱いや残余財産の分配、または議決権を行使できる事項について権利の違いのある株式を発行できるようになった。優先株はこの一種。

普通株より配当を受ける権利を強くしたり、企業資産の処分決定権を持つなど強い権利を付与したものが発行されるようになった。役員を選任・解任権も 2003 年施行の商法改正で追加された。

単元株制度の導入

売買単価を 10 株、100 株などとくくる制度。株価の水準に合わせて投資家が買いやすい単位にできる。株主の議決権も単元単位となる。大型分割をして株式の流動性（株式市場で流通する株式数）が増しても、単元の単位を大きくすれば議決権の増加は株数増より小さくなる。単元未満の株は、いわゆる端株ということになる。

新株予約権の整備

企業に対してあらかじめ定められた価格などで新株発行を請求できる者（新株予約権者）がそれに対して行使した時に、会社から株式の交付を受ける権利を新株予約権という。

これをつけた転換社債型新株予約権付社債（CB）が優先株とともに大量発行されるようになった。

2002年 委員会等設置会社の導入

会社法では、委員会設置会社と改め、“等”を除いている。

2003年 資本金 1 円起業制度の導入

（中小企業挑戦支援法・5 年間の時限措置）

2004年 株券不発行制度

（株券のペーパーレス化）

株券を発行する旨を定款に記載しない限り株券は発行されない。しかも、株式の取引がより安全かつ迅速に行われることを目的として 2004 年 6 月「株券の電子化」（株券不発行制度）に関する法律が公布され、現在発行されている株券は、公布日から 5 年以内（2009 年 6 月まで）の一定の日に一斉に電子化（ペーパーレス化）されることになった。

上場会社の株券は電子化後無効となり、株主の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されることになる。

2005年 会社法成立

2006年 会社法施行

2007年 配当実施の自由

条件付きで、四半期ごとなどいつでも配当を実施できる。

三角合併の可能

株式会社が合併する場合、消滅する会社（たとえば子会社）の株主に存続する会社の親会社の株式を交付する場合、三角合併という。

外国の会社が日本に子会社を設け、その子会社を存続会社、日本の某会社を消滅する会社とする合併を行い、その時に外国の会社の株式を消滅会社の株式に割り当てることで、現金を使わずに日本の会社を傘下におさめることができる。買収通貨として自社株が活用できるということである。

会社法では、子会社による親会社株式の保有が原則禁止されているが（会社法第 135 条）三角合併を行う場合には、消滅株主に交付する株式数を限度として、親会社の株式の取得・保有が認められている（会社法第 800 条）。

3. 会社法の特徴を探る

新しい会社法は、ひらがなの口語体という新鮮な特色があるが、定款自治という特徴的視点からその特色を探る必要がある。「経済活動と法」の教科書記述の補足的意義を外すことなく、紙数の範囲内で列記してみることにする。

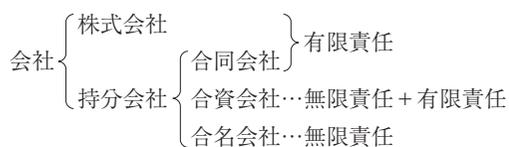
○定款の「絶対的記載事項」

会社法第27条に、旧商法上のそれとの違いと、自治の基盤としての定款の位置づけについて認識を持つことができる。すなわち、27条に示される5項目のことである。

しかし、注意すべきは「株式会社が発行することができる株式の総数（発行可能株式総数）」も27条にプラスすべき絶対的記載事項として理解すべきことである。なぜならば、この事項は、原始定款に記載することもできるが、そうなされない場合、会社成立時までこれを定款に記載することが求められているからである（会社法第37条第1項）。すなわち、絶対的記載事項は6項目と理解する必要がある。

○会社のかたちの選択肢

次の表に従って選択する。



注1 有限会社は廃止されたが、従来からある有限会社は「特例有限会社」として存続できる。

注2 合同会社（LLC, Limited Liability Company）が新設された。株式会社と違って、株主総会や取締役の必要がなく「定款に定めれば」利益配分も出資比率に拘束されずに決めることができる。出資者の責任は有限である。

○「定款自治」の中核的事項

定款の「相対的事項」として、定款に記載することで、株主や取締役が自らの判断で戦略や環境に応じて自社にあったルールを独自に設定できる。たとえば、M&A（企業の合併・買収）のことや取締役の選・解任を株主総会で決めるのに必要な賛成票の

数、さらに単元株の定め、種類株の発行、株式の譲渡制限、機関設計、公告の方法などがある。

ここに、従来の「原則規制」から会社法上「相当な自由と自治」へと転換がはかられたことを知ることができる。これに関連して、授業にあたって興味を惹きうる事例をあげてみる。

- ・資本金1円でも株式会社の設立が可能である。定款上（会社法第27条ノ4）「1円」と記載すればよい。
- ・株式譲渡制度会社でのことだが、取締役は一名だけでもよい。
- ・いつでも（剰余金があれば）配当をなしうる。従来は、中間配当を含めて年2回の回数制限があったが、それがなくなり、取締役の任期を1年にするなどの要件を満たせば、株主総会から取締役会に剰余金処分の権限移管が可能である。（会社法第459条第1項）

○機関設計の自由

すべての株式会社は、その機関として、株主総会と取締役を設けなければならない。これ以外の機関は「定款に定めること」で会社が任意に設けることができる。（会社法第326条）。

株主総会・取締役という必置の機関以外の機関としては ①取締役会 ②会計参与 ③監査役 ④監査役会 ⑤会計監査人 または委員会がある。

ただし、公開会社と非公開会社との別の場合や大会社と中小会社との別とで若干の法規制がある。

なお、公開会社は株式市場に上場している会社という一般常識上のことではないので注意が必要である。

これら複数の株式会社の機関の組み合わせを念のため次頁に図として示す。

○内部統制

最近、企業が法令に違反して、たとえば決算を粉飾するなどの不祥事が話題となることが多くある。特に公開会社では、企業の所有と経営の分離は一般的であり、投資家の保護は、原則規制という古い商法関係の法律から規制緩和型に切り替わり、定款自治など自由を基調とする会社法下にあつては、企業が法令を守りながら効率的に事業をすすめることが求められる。そのためにルールや手続きなど社内管理の仕組みの整備が求められるのである。

株式会社の「機関」の組み合わせ（機関設計）

必置	会社	公開会社				非公開会社（株式譲渡制限会社）													
		大会社	大会社以外（中小会社）			大会社	大会社以外（中小会社）												
株主総会	機関																		
	取締役会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	※	※	○	○	○	○	○
	注1 3委員会	○				○				○									○
取締役	監査役			○	○			○	○			注2 ◎	○		◎	○			
	監査役会	○		○				○							○		○		
	会計監査人	○	○			○	○	○	○	○	○			○			○	○	○
	会計参与														○				

- 注1 委員会設置会社での指名委員会、監査委員会、報酬委員会
- 注2 ◎印の監査役は、権限を会計監査に限定することができる（会社法第389条）
- 注3 ※印の会社は、取締役会ではなく取締役のみを設けている会社

【この図の読み方】

たとえば、左端第1列の例は、公開会社であり大会社である会社で定款上、株主総会と取締役の他、取締役会・監査役会と会計監査人が、機関として設けられているということである。

なお、会社法上、この図に示すような機関設計を選択できるが、設計後その構成については、登記して開示することが求められる（会社法第911条第3項15～22号）。

正しい決算書を作成するための内部統制が有効に機能しているかを経営者が毎期点検して、内部統制報告書を作成し、会計士が第三者の立場から監査するのが内部統制の柱となる。その内容は、会社法施行規則第98条に詳しい。なお、金融商品取引法上2009年3月期より全上場企業の義務となる。

大会社では委員会設置会社、取締役会設置会社では取締役会で内部統制システムの設置を決議する義務を負い、取締役会がない会社でも取締役の過半数で決議する義務がある。そして、大会社では会計処理に限定せず「業務全般」にわたる内部統制が求められる。

内部統制のシステムは企業の社会的責任（CSR）を果たす意味からも重要な意義がある。

○会社関係書類の電子化

会社関係書類の電子化が法制化されたのも目新しいことである。まさに時代の変化への対応というこ

とである。有価証券報告書と株券不発行の2点から教科書を補足しておくことにする。

有価証券報告書は、会社の実像や実力を推し図る基礎的なデータである。会社の現況、株主の構成、B/SやP/Lなど様々な情報が載っている。金融庁へなされた報告を通してわれわれも知ることができるが、その報告の受付がオンラインシステム（EDINET エディネット）として統一される。しかも、この内容は、インターネットで開示されることから、パソコンを通して投資家は内容を知ることができ、そのことで粉飾決算などの不正を未然に防ぐ期待ができる。

株券の電子化は既に述べた通りである。

なお、株式会社の計算書類関係の新しい事項、すなわち株主資本等変動計算書や注記表の制度化などについては、本稿では省略するが、科目「会計」での関心事であるべきことはいうまでもない。